

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

（当日は、当日の翌日）

目 次

◇ 告 示

字の区域の新設等（地方課）
字の区域の変更（二件）（〃）
土地改良法による換地処分（三件）（農村整備課）

告 示

鳥取県告示第二百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山南部地区第二工区の換地処分の公告のあった日の翌

日からその効力を生ずる。

平成三年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域（平成二年十一月八日現在の地番による。）

前字小林

前字河原一五の一部、一六の一部、一七から二一まで、二二の一部、二三の一部及びこれらと一体をなす国有地
前字清水二六の一の一部、二七の一部
前字清水二六の一から一七までの一部、一八、一九の一部、二〇、二一、二三の三、二六の二、二七の一の一部、二七の二、二八の二及びこれらと一体をなす国有地
飯戸字龍王田八〇から八二までの一部、八三、八四の一部、八六の一部、八七の一部、九四の一部、九五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

前字龍王田

前字河原二二の一部、二三の一部、二四およびこれらと一体をなす国有地
前字清水二五、二六の一の一部、二七の一部、二八の二から二八の四までの一部、二九から三一まで、三二の一部、三三から三七まで、三九、四〇の一部、四一の一部及びこれらと一体をなす国有地
前字中尾四七の二の一部、五九の一部、六〇の一部
飯戸字龍王田八四の一部、八五、八六の一部、八七の一部、八八の二の一部、八九の一部、九二から九四までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八八の一と一体をなす国有地の一部

| | | |
|--|---|--|
| 区域を変更する 字の名称 | 前字一ノ口 | 同上の区域（平成二年十一月八日現在の地番による。） |
| 前字河原 | <p>前字一ノ口の一の一部、二の一部、三の一、四の一の一部、四の二の一部、五の一部、六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字河原七の一部、七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字中尾六五の一部、六六の一部</p> <p>前字原垣六八の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>前字浅畑三六五の二の一部、三七八の一の一部、三七八の二から三七八の四まで、三七九の一の一部、三七九の二、三八〇の一の一部、三八〇の二、三八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字松ノ前四二〇から四二二までの一部、四二三の一の一部、四二三の三、四二五、四二六の一、四二六の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字細田のうち四二九の一部及び四二九、四三五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>前字山田四三六、四三七の一部、四三八の二から四三八の三まで、四三九、四四〇の一、四四〇の二、四四一、四四二の一部、四四三の一部、四五六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>飯戸字朽山谷一の一部、二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>前字一ノ口のうち一の一部、二の一部、三の一、四の一の一部、四の二の一部、五の一部、六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>前字河原七の一部、七の一の一部、八から一四まで、一五の一部、一六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字清水二六の一の一部、二七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| 前字原垣 | 前字中尾 | <p>前字中尾六〇の一部、六一の一の一部、六二、六三の一部、六五の一部、六六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字細田四二九の一部及び四二九と一体をなす国有地の一部</p> <p>飯戸字朽山谷二の一部、一〇の一部、一二の一部、一三、一四及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>飯戸字小林谷一五から一七までの一部、一九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字清水二七の一部、二八の二から二八の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字中尾のうち四六、四七の一の一部、四七の二の一部、四八の一部、五九の一部、六〇の一部、六一の一の一部、六二、六三の一部、六五の一部、六六の一部、六七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>前字原垣六九の一の一部、七七の一部、七八、七九の二から七九の三まで、八〇から八二まで、八三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>前字ソリ八五の一部、九一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字世里垣一〇九から一一二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>前字中尾六五の一部、六六の一部、六七</p> <p>前字原垣のうち六九の一の一部、七三の二の一部、七七の一部、七八、七九の二から七九の三まで、八〇から八二まで、八三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六八の一、七三の一、七三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>前字ソリ九一の一部、九五の七の一部</p> <p>前字松ノ前四一六の一の一部、四一七の一部、四二〇から四二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>前字ソリ</p> <p>前字ソリのうち八四から九三まで、九四の二、九五の四から九五の七まで、九九の二、一〇〇、一〇一、一〇二の一から一〇二の八まで、一〇三、一〇四の一、一〇四の二、一〇五、一〇六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>前字宮城</p> <p>前字清水三二の一部、四〇の一部、四一の一部、四二、四三、四四の一部、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字中尾四六、四七の一の一部、四七の二の一部、四八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字世里垣のうち一〇七から一一〇まで、一一一の一部、一二二の一部、一一六の一部、一二〇の一部、一二一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一二〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>前字南田一二二、一二三から一二九までの一部、一三一の一部、一三二の一部、一三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字宮城のうち一三八の一部、一三八の一の一部、一三九の一部、一四〇の一部、一四二の一部、一四三の一から一四三の三までの一部、一四四、一四五、一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>前字大田一五八の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一五八の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>飯戸字古宮ノ前一一八の一部、一一九の一部</p> | <p>前字大田</p> <p>前字宮城一四〇の一部、一四二の一部、一四三の一から一四三の三までの一部、一四四、一四五、一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字大田のうち一五八の一の一部、一六八の一の一部、一六八の一、一六九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五八の二、一七二と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>以外の区域</p> <p>前字宇田川一八一、一八二、一八三の一部、一八五の一部、一八六の一部、一八七、一八八、一八九の一部、一九三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字三斗内二〇〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> | <p>前字宇田川</p> <p>前字原垣八三の一部</p> <p>前字ソリ八四、八五の一部、八六から九〇まで、九一の一部、九二、九三、九四の二、九五の四から九五の六まで、九五の七の一部、九九の二、一〇〇、一〇一、一〇二の一から一〇二の八まで、一〇三、一〇四の一、一〇四の二、一〇五、一〇六及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字世里垣一〇七、一〇八、一〇九から一一一までの一部、一一六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字宮城一三八の一部、一三八の一の一部、一三九の一部、一四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>前字宇田川のうち一八一、一八二、一八三の一部、一八五の一部、一八六の一部、一八七、一八八、一八九の一部、一九三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>前字三斗内</p> <p>前字大田一六八の一の一部、一六八の一、一六九の一部及び一七二と一体をなす国有地</p> <p>前字三斗内のうち二〇六の二の一部、二〇九の一部、二一〇の一の一部、二一四の一の一部、二二四の四、二二七、二一八の一、二一八の三、二一九の一、二一九の四、二一九の五、二二〇の一部、二二二の一部、二二二の一、二二二の二、二二三の一部、二二四、二二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>前字中ソ二二六の一部、二二八の一部</p> <p>前字中ソ</p> <p>前字三斗内二〇六の二の一部、二〇九の一部、二一四の一</p> |

| | | | | |
|---|--|---|---|---|
| <p>前字浅畑</p> | <p>前字岩ハサ</p> | <p>前字北河原</p> | <p>前字欠田</p> | <p>前字松ノ前</p> |
| <p>前字浅畑のうち三六五の二、三七八の一の一部、三七八の二から三七八の四まで、三七九の一の一部、三七九の二、三八〇の一の一部、三八〇の二、三八一の二の一部、四〇一の一の一部、四〇一の二の一部、四〇二の二の一部及び</p> | <p>前字岩ハサのうち三四〇の二、三四一から三四四まで以外の区域</p> | <p>前字北河原のうち二五四の一、二五四の二、二五五の一、二五六、二五七、二六一の二、二六一の三、二六二の二から二六二の四まで、二六三の二、二六三の四、二六三の五、二六五、二六六、二七〇の二、二七七の二、二七八、二七九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>前字欠田のうち二三九の一、二三九の八、二四五の一、二四五の三、二四七の二、二四八の一、二四八の二、二五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>の一部、二一四の四、二一七、二一八の一、二一八の三、二一九の一、二一九の四、二一九の五、二二〇の一部、二二二の一部、二二二の一、二二二の二、二二三の一部、二二四、二二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二五の三と一体をなす国有地の一部 前字中ソのうち二二六の一部、二二八の一部以外の区域 前字欠田二三九の一、二三九の八、二四五の一、二四五の三、二四七の二、二四八の一、二四八の二、二五〇の二及びこれらと一体をなす国有地 前字北河原二五四の一、二五四の二、二五五の一、二五六、二五七、二六一の二、二六一の三、二六二の一から二六二の四まで、二六三の二、二六三の四、二六三の五、二六五、二六六、二七〇の二、二七七の二、二七八、二七九及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>前字立岩平</p> | <p>前字山田</p> | <p>前字浅畑三六五の二の一部</p> | <p>前字原垣七三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七三の一、七三の二と一体をなす国有地の一部</p> | |
| <p>前字立岩平のうち四七七の三、四七八の二及び四七八の一、四七九と一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>前字山田のうち四三六、四三七、四三八の一から四三八の三まで、四三九、四四〇の一、四四〇の二、四四一、四四二の一部、四四三の一部、四五六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 前字立岩平四七七の三、四七八の二及び四七八の一、四七九と一体をなす国有地 飯戸字枋山谷一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> | <p>前字浅畑三六五の二の一部 前字山田のうち四三六、四三七、四三八の一から四三八の三まで、四三九、四四〇の一、四四〇の二、四四一、四四二の一部、四四三の一部、四五六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>これらと一体をなす国有地以外の区域 前字松ノ前四〇三の一の一部、四〇三の二、四〇四の一の一部、四一七の一部、四二〇の一部、四二二の一部、四二三の一の一部、四二三の二、四二四及びこれらと一体をなす国有地 前字細田四三五と一体をなす国有地の一部 前字山田四三七の一部及びこれと一体をなす国有地</p> | |

| | | | | | |
|---|---|--|---|--|--|
| <p>飯戸字山谷</p> <p>飯戸字山谷のうち一の一部、二の一部、一〇の一部、二の一部、一三、一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>飯戸字小林谷</p> <p>飯戸字小林谷のうち一五から二一まで、二三の三、二六の二、二六の三、二七の一、二七の二、二八の一、二八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>飯戸字倉吉山</p> <p>飯戸字倉吉山のうち二九から三一まで、三三の一、三四、三五、四八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>飯戸字小津黒谷</p> <p>飯戸字小津黒谷のうち四九から五二まで、六二から六四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>飯戸字荒神ノ前</p> <p>飯戸字行神田七〇の二の一部、七一の二の一部、七一の二の一部、七二の一部</p> <p>飯戸字龍王田八七の一部、八八の一、八八の二の一部、八九の一部、九〇、九一、九二から九四までの一部、九五の一の一部、九六の一部、九七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>飯戸字荒神ノ前のうち一〇〇の一部、一〇一、一〇三の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>飯戸字下ノ原六二二の一部、六二三の二の一部、六二四の二、六二五の一部、六二六、六二七の二から六二七の三まで、六二八から六三一まで、六三二から六三四までの一部、六三六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>飯戸字古宮ノ前</p> <p>飯戸字龍王田八八の一、八八の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>飯戸字古宮ノ前のうち一一七から一一九までの一部、一二二</p> |
| <p>飯戸字宇田川</p> <p>二の一部、一二三の一部、一二四、一二五、一二六の一部、一二七の一部、一三三の二の一部、一三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>飯戸字宇田川一四七の二の一部、一四八の二、一四九の一部、一五〇の一部、一五二、一五三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>飯戸字坂ノ前一七四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>飯戸字清水三二の一部、四四の一部、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>飯戸字世里垣二〇の一部、二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇、二二と一体をなす国有地の一部</p> <p>飯戸字南田一二三から一三〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>飯戸字古宮ノ前</p> <p>飯戸字古宮ノ前一三七の一部、一二二の一部、一二三の一部、一二四、一二五、一二六の一部、一二七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>飯戸字宇田川一四七の二の一部、一四九の一部、一五〇の一部、一五一、一五三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>飯戸字坂ノ前の一五五の一部、一五六の二の一部、一五六の二の一部、一五七の二、一五七の二、一五八の一部、一五九の一部、一七四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>飯戸字坂ノ前</p> <p>飯戸字古宮ノ前一三七の一部、一二二の一部、一二三の一部、一二四、一二五、一二六の一部、一二七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>飯戸字宇田川一四七の二の一部、一四九の一部、一五〇の一部、一五一、一五三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>飯戸字坂ノ前の一五五の一部、一五六の二の一部、一五六の二の一部、一五七の二、一五七の二、一五八の一部、一五九の一部、一七四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | | | |

| | |
|-----------------|---|
| <p>飯戸字松ノ木谷</p> | <p>飯戸字松ノ木谷二〇六の一、二〇七の一、二〇七の三、二〇九の二、二〇九の三、二三〇の三、二三一の一、二三四の二、二三四の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二三四の一、二三五の一と一体をなす国有地の一部 飯戸字客河原二六八、二六九と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>飯戸字松ノ木谷</p> | <p>飯戸字松ノ木谷のうち二〇六の一、二〇七の一、二〇七の三、二〇九の二、二〇九の三、二三〇の三、二三一の一、二三四の二、二三四の三、二四一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二三四の一、二三五の一、二三六、二三九、二四〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>飯戸字客河原</p> | <p>飯戸字坂ノ前一五五の一部、一五六の一の一部、一五六の二の一部、一五七の一、一五七の二、一五八の一部、一九九の一部 飯戸字松ノ木谷二四一の二の一部及び二三五の一、二三六、二三九、二四〇と一体をなす国有地の一部 飯戸字客河原のうち二四三から二四七まで、二四八の一部、二四九の一部、二六一の一部、二六二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六八、二六九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>飯戸字谷河原</p> | <p>飯戸字谷河原二八四の二、二八五の二、二八五の三の一部 飯戸字尾崎河原端二八六から二九一まで、二九二の一、二九二の二、二九三の一、二九三の二、二九五の二、二九六の二、二九六の三、二九七の一部、二九八の一部、二九九の一の一部、三〇〇の二の一部、三〇〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 飯戸字尾崎河原四八〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>飯戸字谷河原</p> | <p>飯戸字谷河原のうち二八四の二、二八五の二、二八五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>飯戸字尾崎河原端</p> | <p>飯戸字谷河原二八五の三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 飯戸字尾崎河原端のうち二八六から二九一まで、二九二の一、二九二の二、二九三の一、二九三の二、二九五の二、二九六の二、二九六の三、二九七の一部、二九八の一部、二九九の一の一部、三〇〇の二の一部、三〇〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 飯戸字河原端のうち三二三の二、三二五の二、三二五の三、三二五の四の一部、三二六の一の一部、三二六の二、三二六の三、三二七の一の一部、三二七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>飯戸字奥谷</p> | <p>飯戸字松ノ木谷二四一の二の一部 飯戸字客河原二四三から二四七まで、二四八の一部、二四九の一部、二六一の一部、二六二の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字奥谷の全域</p> |
| <p>飯戸字中ノ谷</p> | <p>飯戸字中ノ谷のうち四四五の一部、四四九の一部、四五五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 飯戸字上原口四六五の一部、四六六の一部及び四六七と一体をなす国有地の一部 飯戸字神田五六五の一部、五六六の一部、五七三の一部、五七四、五七五の一の一部、五七五の二の一部、五七六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 飯戸字中原五八〇の一部、五八一の一の一部、五八二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五八〇と一体をなす国有地の一部 飯戸字佃六一〇の一の一部</p> |

飯戸字上原口

飯戸字河原端三二三の二、三二五の二、三二五の三、三二五の四の一部、三二六の二、三二六の三、三二六の四、三二六の五、三二七の二及びこれらと一体をなす国土地
飯戸字中ノ谷四五五の一部及びこれと一体をなす国土地
飯戸字上原口のうち四六五の一部、四六六の一部、四六八の一部、四六九の一部、四七〇から四七二まで、四七三の一部、四七四の一部、四七五及びこれらと一体をなす国土地並びに四六七と一体をなす国土地以外の区域
飯戸字神田五六四から五六六までの一部及びこれらと一体をなす国土地並びに五七四と一体をなす国土地の一部

飯戸字宮ノ前

飯戸字宮ノ前のうち五二〇の一部、五二三の一部、五二四、五二五の一部、五三〇の二、五三二の二及びこれらと一体をなす国土地並びに五二〇と一体をなす国土地の一部以外の区域

飯戸字上ノ原

飯戸字上原口四六八の一部、四六九の一部、四七〇から四七二まで、四七三の一部、四七四の一部、四七五及びこれらと一体をなす国土地
飯戸字宮ノ前五二〇の一部、五二三の一部、五二四、五二五の一部、五三〇の二、五三二の二及びこれらと一体をなす国土地並びに五二〇と一体をなす国土地の一部
飯戸字上ノ原の全域
飯戸字神田五五八、五五九の一、五五九の二、五六〇から五六三まで、五六四の一部、五六六の一部、五六七から五七二まで、五七三の一部、五七六の一部及びこれらと一体をなす国土地
飯戸字中原五八二の二の一部、五八三から五九一まで、五九二の二の一部、五九三の一部及びこれらと一体をなす国土地の一部
飯戸字水管六九六の二、六九八の二

飯戸字佃

飯戸字中ノ谷四四五の一部、四四九の一部及びこれらと一体をなす国土地
飯戸字神田五七五の二の一部、五七五の二の一部
飯戸字中原のうち五八〇の一部、五八一の二の一部、五八二の二の一部、五八三から五九一まで、五九二の二の一部、五九三の二の一部及びこれらと一体をなす国土地の一部並びに五八〇と一体をなす国土地の一部以外の区域
飯戸字佃のうち六〇五の一部、六〇六の一部、六一〇の二の一部以外の区域
飯戸字下ノ原六二二の一部、六二三の二の一部、六二四の二の一部、六二五の二の一部、六三六の一部及びこれらと一体をなす国土地
飯戸字水管六八七の四から六八七の六まで、六八八及びこれらと一体をなす国土地の一部

飯戸字下ノ原

飯戸字小林谷二六の三、二七の二の一部、二八の一及びこれらと一体をなす国土地
飯戸字倉吉山二九から三一まで、三三の一、三四、三五、四八及びこれらと一体をなす国土地の一部
飯戸字小津黒谷四九から五二まで、六二から六四まで及びこれらと一体をなす国土地の一部
飯戸字行神田のうち七〇の二の一部、七一の二の一部、七一の二の一部、七二の二の一部以外の区域
飯戸字龍王田八〇から八二までの二の一部、八六の一部、九四の一部、九五の二の一部、九五の二、九六の一部、九七の一部及びこれらと一体をなす国土地
飯戸字荒神ノ前一〇〇の一部、一〇一、一〇三の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国土地並びに一〇四と一体をなす国土地の一部
飯戸字佃六〇五の一部、六〇六の一部
飯戸字下ノ原のうち六二二、六二三の二、六二三の二、六二四の二、六二四の二、六二五、六二六、六二七の二から

| | | |
|---|---|--|
| <p>六二七の三まで、六二八から六三一まで、六三二から六三四までの一部、六三六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>釜戸字水管</p> | <p>廃止する字の名称</p> |
| <p>六二七の三まで、六二八から六三一まで、六三二から六三四までの一部、六三六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>釜戸字水管のうち六八七の四から六八七の六まで、六八八、六九六の二、六九八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>前字清水、前字世里垣、前字南田、前字細田、釜戸字行神田、釜戸字龍王田、釜戸字河原端、釜戸字尾崎河原、釜戸字神田、釜戸字中原</p> |

鳥取県告示第二百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日野（安原）地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | | | |
|---------------------------------|--|--|---|--|---|---|
| <p>区域を変更する字の名称</p> | <p>安原字才ノ脇</p> | <p>安原字才ノ上エ</p> | <p>安原字大谷長畑</p> | <p>安原字大谷原</p> | <p>安原字ソネ林</p> | <p>安原字谷奥ノ上</p> |
| <p>同上の区域（平成二年八月七日現在の地番による。）</p> | <p>安原字才ノ脇のうち三の五、四の一、九の二、一一、四四、四四の三、四四の六、四五の一、四六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>安原字才ノ上エのうち五七の七の一部、五七の二〇、五七の一二及び五七の二、五七の一一、五七の二二、五八、五九の二、五九の六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>安原字大谷長畑のうち七五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>安原字大谷原一〇六の一の一部、一〇八の一部及び一〇六の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>安原字ソネ林一〇九の二、一一三の一の一部、一一四の一、一一五の一の一部</p> | <p>安原字大谷長畑七五と一体をなす国有地の一部</p> <p>安原字大谷原のうち一〇六の一の一部、一〇八の一部及び一〇六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>安原字ソネ林のうち一〇九の二、一一三の一の一部、一一四の一部、一一五の一の一部、一一七の一の一部、一一七の三、一一七の四、一一七の五、一一七の六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>安原字才ノ脇四四、四四の三、四四の六、四五の一、四六の一と一体をなす国有地の一部</p> |

| | |
|------------------|---|
| | <p>安原字谷奥ノ上、一二九の一の一部 安原字砂田四四六の一部及び四四五と一体をなす固有地の一部 安原字大フケ四五七の一の一部 安原字ソリのうち四五八の二の一部、四五九の一の一部及びこれらと一体をなす固有地以外の区域</p> |
| <p>津地字土取場平</p> | <p>津地字土取場平のうち九〇一の二の一部、九〇二の一の一部、九〇三の一部、九〇六、九〇七、九〇八の二及びこれらと一体をなす固有地以外の区域</p> |
| <p>津地字大谷道下</p> | <p>津地字大谷道下のうち九〇九の二と一体をなす固有地の一部以外の区域</p> |
| <p>津地字大谷</p> | <p>津地字土取場平ラ九〇一の二の一部、九〇二の一の一部、九〇三の一部、九〇六、九〇七、九〇八の二及びこれらと一体をなす固有地 津地字大谷道下タ九〇九の二と一体をなす固有地の一部 津地字大谷の全域 津地字ヒナタ平ノ上、九九四の一部九九五の一部及び九九〇、九九一、九九四と一体をなす固有地の一部</p> |
| <p>津地字ヒナタ平ノ上</p> | <p>津地字ヒナタ平ノ上、九九四の一部、九九五の一部及び九九〇、九九一、九九四と一体をなす固有地の一部以外の区域</p> |

鳥取県告示第二百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった

ので、同条第二項の規定により告示する。
この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三平地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | |
|--------------------|--|
| <p>区域を変更する字の名称</p> | <p>同上の区域（平成二年九月一日現在の地番による。）</p> |
| <p>大字助澤字下龍王</p> | <p>大字助澤字下龍王のうち一四の四の一部、一四の四の一部以外の区域</p> |
| <p>大字助澤字向山</p> | <p>大字助澤字向山のうち四六の一の一部、四六の二の一部、五九の一部、六〇、六一から六三までの一部、六四、六五の一部、六八の一部、六九、七〇の一部、七一、七二及びこれらと一体をなす固有地の一部並びに五五、五八、五九と一体をなす固有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字助澤字渡瀬ノ上</p> | <p>大字助澤字下龍王一四の四の一部、一四の四の一部 大字助澤字向山四六の一の一部、四六の二の一部、六四の一部、六五の一部、六八の一部、六九、七〇の一部、七一、七二及びこれらと一体をなす固有地 大字助澤字渡瀬ノ上、一〇七の四、一〇九の一と一体をなす固有地の一部以外の区域 大字助澤字龍王一六の三、一一六の五 大字助澤字前田河原二四七の三と一体をなす固有地の一部</p> |

大字助澤字龍王

大字助澤字龍王のうち一一六の三、一一六の五以外の区域

大字助澤字前田

大字助澤字前田のうち二三四の一の一部、二三四の二の一部、二三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三四の二、二三五と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字助澤字前田河原

大字助澤字向山五九の一部、六〇、六一から六三までの一部、六四の一部、六五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五五、五八、五九と一体をなす国有地の一部
大字助澤字渡瀬ノ上一〇七の四、一〇九の一と一体をなす国有地の一部

大字助澤字前田河原のうち二四七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字助澤字道ノ下タ二七七の二の一部

大字助澤字道ノ下タ

大字助澤字前田二三四の一の一部、二三四の二の一部、二三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三四の二、二三五と一体をなす国有地の一部
大字助澤字道ノ下タのうち二七七の二の一部以外の区域

鳥取県告示第二百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大山南部地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る日野（安原）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る三平地区の換地 分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次